

○神奈川県警察通信指令に関する規程

(平成24年3月23日神奈川県警察本部訓令第8号)

神奈川県警察通信指令に関する規程を次のように定める。

神奈川県警察通信指令に関する規程

この訓令は、警察通信指令に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第9号。）第8条第2項に基づき、迅速かつ的確な初動警察活動を行うため、神奈川県警察における通信指令に関し必要な事項を定めるものとする。